

ホーバーターミナルおおいた（西大分）駐車場管理規程（案）

1 名称

この規程において、ホーバーターミナルおおいた（西大分）駐車場（以下「駐車場」という。）とは、大分県が所有する大分港西大分地区に設置したホーバーターミナルおおいたの駐車場をいう。

所在地 大分市大字駄原2905番地11

2 駐車場管理者

- (1) 所在地 大分県大手町三丁目一番一号
- (2) 名称 大分県
- (3) 電話 097-506-2162
- (4) 代表者 大分県知事

第1章 総則

第2章 利用

第3章 駐車料金及び算定等

第4章 引取りのない自動車の措置

第5章 保管責任及び損害賠償

第6章 雑則

附 則

第1章 総則

(通則)

第1条 駐車場の利用に関する事項は、ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例（令和5年12月22日大分県条例第27号。以下「条例」という。）及びホーバーターミナルおおいた利用規則（令和6年3月29日大分県規則第17号）に定めるほか、この規程による。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 利用者 駐車場を利用する者をいう。
- 2 管理者 駐車場管理者である大分県知事をいう。
- 3 係員 管理者の指示を受けた大分県職員又は別に定めるところにより大分県知事と駐車場の管理にかかる業務委託契約を結んだ者の従業員をいう。

(契約の成立)

第3条 利用者は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、毎日午前0時から午後12時までとする。

(時間制利用の利用期間)

第5条 1回の時間制利用は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、管理者の判断によりこれを延長することができる。

(供用の休止等)

第6条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、供用休止、車路の通行止及び自動車の退避（以下「供用休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上供用の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 駐車場又は設備の工事、修繕、清掃等を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる自動車)

第7条 利用者が駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車であって長さ5.0メートル、幅1.9メートル、高さ2.1メートル、重量2.0トン以下のものである。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第8条 利用者は、自動車を入場させる際に駐車券発行機から駐車券を取らなければならない。

2 利用者は、自動車を出場させる際に駐車券を料金自動精算機に入れ、表示された使用料を現金で支払わなければならない。ただし、現金の支払いに代えて、管理者が別途契約する銘柄のクレジットカード又は電子マネーによる決済で精算することができる。

3 利用者は、駐車券を紛失し、又は破損したときは、係員に届け出なければならない。

4 係員は、前項の届け出を受けた場合、届け出をした者が申し出た入場の時間から出場の時間までの使用料を徴収し、出場させるものとする。

(駐車位置の変更)

第9条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第10条 利用者は、駐車場内の自動車通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。

- (3) 出場する自動車の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。
- (6) そのほか交通安全に注意し、交通事故の防止に努めること。

(遵守事項)

第11条 前条に掲げるもののほか、何人も駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 場内に危険物等を持ち込んだり、火気を使用したりしないこと。
- (2) 紙屑、空き缶等のごみを放置しないこと。
- (3) 場内において、飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (4) 場内において宿泊しないこと。
- (5) 場内の施設、器物、他の自動車及びその取付物等に損傷を与えないこと。万一、損傷を与えたときや事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (6) 駐車中は必ずエンジンを停止し、自動車から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (7) 場内では営業、販売、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為をしないこと。
- (8) その他駐車場の管理運営を妨害する行為、近隣住民に迷惑となる行為、又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入場拒否等)

第12条 管理者は、駐車場が満車である場合は利用の受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、該当する者を排除し、又は自動車を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の自動車、その積載物や取付物を損傷したり、汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物の積載したり、取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、又は液汁を出したり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) 前二条に違反し、かつ係員からの是正指示に従わないとき。
- (6) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出場拒否)

第13条 管理者は、次の場合には駐車した自動車の出場を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由無く駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出場する場合に所定額の使用料を納付しないとき。

(事故に対する措置)

第14条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、自動車の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(使用料)

第15条 条例の規定により、使用料の額は、自動車1台につき次の表のとおりとする。ただし、駐車場の使用期間内に、ホーバークラフトを利用した者については無料とする。

区 分	金 額
20分以内のとき	無料
20分を超え1時間以内のとき	100円
1時間を超え6時間以内のとき	100円に、1時間を超える1時間ごとに100円を加算した額
6時間を超え12時間以内のとき	600円に、6時間を超える1時間ごとに200円を加算した額
12時間を超え24時間以内のとき	2,200円
24時間を超えるとき	2,200円に、24時間を超える1時間ごとに200円を加算した額
1月(事業用の使用に限る)	5,900円

(使用料算出における駐車時間)

第16条 使用料を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入場の際に駐車券に記載した時刻から出場の時刻までの時間とする。この場合、駐車場内での駐車位置の変更等のため自動車が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

第4章 引取りのない自動車の措置

(引取りの請求)

第17条 利用者が予め管理者への届け出を行うことなく第5条に規定する期間を超えて自動車を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該自動車を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が自動車の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、自動車の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び利用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに自動車を引取することを請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者は当該自動車の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して自動車の引渡しその他の意義又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は第1項の規定により指定した日を経過した後、自動車について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(自動車の調査)

第18条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(自動車の移動)

第19条 管理者は、第17条第1項の場合において、管理上支障のあるときは、その旨を利用者若しくは所有者に通知し又は駐車場において掲示して、自動車を他の場所に移動することができる。

2 管理者は、前項に基づく自動車の移動及び保管に要した費用を利用者又は所有者に請求することができる。

(車両の処分)

第20条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄、その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、使用料並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第21条 管理者は、利用者へ駐車券を渡したときから同券を回収するときまで、自動車の保管責任を負う。

2 管理者は、出場の際に駐車券を回収して自動車を出場させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その自動車に関する責任を負わない。

(利用者に対する賠償責任)

第22条 管理者は、自動車の保管にあたり、第24条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、自動車の損失又は損傷について、当該自動車の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(自動車の積載物又は取付物に関する免責)

第23条 管理者は、駐車場に駐車する自動車の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第24条 管理者は、次の事由によって生じた自動車又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該自動車の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第6条の規定による供用休止等の措置
- (5) 第14条の規定による措置

(損害賠償請求)

第25条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めのない事項)

第26条 この規程に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他法令の規定に従って処理する。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から適用する。